

船舶インシデント調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成27年10月31日 19時40分ごろ
発生場所	境港 境港竹内南東防波堤灯台から真方位225°160m付近 (概位 北緯35°30.8′ 東経133°15.2′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{サンライン} Sun Lineは、北西進中、砂浜に座洲した。
インシデント調査の経過	平成27年11月13日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Sun Line、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	272-22518鳥取、有限会社サンライン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
インシデントの経過	<p>本船は、魚釣りを終えて境港公共マリーナ（以下「本件マリーナ」という。）へ向けて帰途についた。</p> <p>船長は、本件マリーナ入口に接近した際、ふだん船首目標にしている本件マリーナ入口両側の明かりを視認できなかったため、サーチライトで前方を照らしながら約1ノットの対地速力で本件マリーナ入口南方付近を北西進中、本件マリーナ入口南側の砂浜に座洲した。</p> <p>船長は、海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、自力で離洲し、本件マリーナに戻った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.4mであった。</p> <p>船長は、夜間、本件マリーナへ帰港した経験が相当数あり、本件マリーナ入口南側の砂浜の存在をよく知っていた。</p> <p>船長は、本インシデント後、レーダーをよく見ていれば良かったと思った。</p>
分析	本船は、本件マリーナ入口南方付近を北西進中、船長がレーダーを活用するなどして船位の確認を行っていなかったことから、本件マリーナ入口南側の砂浜に向けて航行し、砂浜に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、境港において、本船が、本件マリーナ入口南方付近を北西進中、船長がレーダーを活用するなどして船位の確認を行っていなかったため、本件マリーナ入口南側の砂浜に向けて航

	行し、砂浜に座洲したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域においてもレーダー等を活用するなどして船位の確認を行うこと。